

公益社団法人兵庫県栄養士会 圏域部会の設置

地域包括ケアシステムの本格稼働が進む中、地域偏重なく栄養ケアを担える人材の確保と拠点の整備を進めることが急務の課題と捉え、地域包括ケアシステムの推進、災害発生時等危機管理対応に向けての地域ネットワークの構築を行うため、県内を10圏域に区分し、圏域毎に圏域部会を設置します。

公益社団法人兵庫県栄養士会 定款施行細則における圏域部会設置規程

- 1 公益社団法人兵庫県栄養士会（以下、「本会」という。）の事業を円滑に推進するため、圏域部会を設ける。
 - (1) 圏域内の管理栄養士・栄養士のネットワーク構築
 - (2) 本会との密接な連携のもと、圏域における効果的な事業推進
 - (3) 地域包括ケアシステムの推進に向けた多職種との連携強化
 - (4) その他、必要な事項
- 2 県内を次の10圏域に区分し、圏域毎に圏域部会を設ける。各圏域部会は、「公益社団法人兵庫県栄養士会（圏域名）部会」と称する。
 - (1) 神戸部会
 - (2) 阪神南部会（芦屋市、西宮市、尼崎市）
 - (3) 阪神北部会（三田市、川西市、宝塚市、伊丹市、川辺郡）
 - (4) 東播磨部会（明石市、加古川市、高砂市、加古郡）
 - (5) 北播磨部会（西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡）
 - (6) 中播磨部会（姫路市、神崎郡）
 - (7) 西播磨部会（たつの市、宍粟市、揖保郡、佐用郡、相生市、赤穂市、赤穂郡）
 - (8) 但馬部会（養父市、朝来市、豊岡市、美方郡）
 - (9) 丹波部会（篠山市、丹波市）
 - (10) 淡路部会（洲本市、淡路市、南あわじ市）
- 3 本会正会員は、前項の圏域部会のいずれかに属するものとする。ただし、各圏域部会は、本会に属さない管理栄養士・栄養士と連携協力して業務を行うことができることとする。
- 4 本会の会員は、原則としてその在勤地をもって、前項の定めるいずれかの圏域部会に属するものとする。ただし、それにより難しい場合は、住所地をもって所属部会とすることができる。
- 5 理事会は、各圏域部会に本会及び圏域内の連絡調整を図るため各圏域部会に所属する正会員の中から1名を部会長として以下の役割を委嘱する。
 - (1) 本会との連携のもと、圏域における効果的な事業推進に努める。
 - (2) 圏域内の同職種及び他職種との連携を密にし、組織強化に努める。
 - (3) その他、本会の事業推進に必要な事項
- 6 本会は、各理事と各圏域部会長を構成員とする連絡調整会議を年2回を目処に開催する。
- 7 本会は、圏域部会の活動の充実を図るため、各圏域部会が行う研修会、勉強会等の企画、講師紹介等必要な支援を行う。